

平成 28 年度岩手県防災会議録

日時 平成 29 年 3 月 28 日(火)10 時から 10 時 50 分まで

場所 エスポワールいわて 2 階 大ホール

次第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
 - (1) 協議
岩手県地域防災計画の修正について
 - (2) 報告
 - ア 市町村地域防災計画の修正に関する意見の専決処分について
 - イ 平成 28 年中の災害対応状況について
 - ウ 岩手県国土強靱化地域計画の実施状況について
 - (3) その他
- 4 閉会

1 開会

○ 司会（會川防災危機管理監）

ただいまから、平成 28 年度岩手県防災会議を開催します。開会にあたりまして、達増会長から挨拶を申し上げます。

2 会長挨拶

○ 会長（達増知事）

皆さん、おはようございます。岩手県防災会議委員の皆様には、お忙しい中、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

東日本大震災津波から、6 年が経過しました。東日本大震災津波からの復旧・復興の途上にある中、昨年 8 月には観測史上初めて東北地方太平洋沿岸に上陸した台風第 10 号により、岩手県は甚大な被害を受けました。今なお、仮設住宅等で不便な生活を余儀なくされている方々をはじめ、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

県防災会議では、今回の台風第 10 号災害を踏まえ、3 つの分科会を設けて、新たな風水害に対応した防災体制の整備について検討を行って参りました。

本日は、去る 2 月 17 日に開催した幹事会議でとりまとめました新たな風水害に対応した防災体制や、関東・東北豪雨における教訓等を踏まえた防災基本計画の見直し、熊本地震における教訓等を踏まえた地域防災計画の見直しについて、修正案を御提案しておりますので、よろしく御審議をお願いします。

結びになります。皆様におかれましては、本県における地域防災力の充実強化に向けて、より一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶いたします。ありがとうございます。

3 議事

○ 司会（會川防災危機管理監）

本日の会議ですが、代理出席を含め71名中59名の委員の方に御出席をいただいております。したがって、岩手県防災会議運営規程第2条第2項に定める定足数を満たし、会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、ここからの進行につきましては、達増会長に議長をお願いいたします。

(1) 協議 岩手県地域防災計画の修正について

○ 会長（達増知事）

それでは、議長を務めさせていただきます。

議事（1）協議 岩手県地域防災計画の修正について、事務局から説明願います。

○ 事務局（石川総合防災室長）

総合防災室の石川と申します。

初めに、御手元の資料1を御覧いただきたいと存じます。この資料でございますが、昨年の台風第10号災害を踏まえた防災体制の整備につきまして、今後の取組みをまとめたものでございます。昨年10月に開催しました今年度1回目の防災会議幹事会議で、地域防災体制分科会、社会福祉施設等防災分科会、河川・土砂災害防災分科会の3つの分科会を設けることが決定されまして、各分科会で検討を進め、その結果をこの報告書に集約いたしました。そして、先月17日の2回目の防災会議幹事会議で御承認いただいたところでございます。本日、この後に御説明申し上げます地域防災計画修正案のポイントの1つとなっておりますので、要点を御説明申し上げます。

表紙をおめくりください。この報告書の構成でございますが、このページの目次に記載のとおり、Ⅰ 河川・土砂災害対策の推進、Ⅱ 市町村における防災体制及び市町村への支援体制の強化、Ⅲ 住民等への具体的・確実な避難勧告等の伝達及び避難行動の周知徹底、Ⅳ 住民等の安全な避難の確保の4本柱となっております。

1ページを御覧ください。それぞれの取組みのうち主なものについて御説明いたします。まず、1つ目の柱であります、「Ⅰ 河川・土砂災害対策の推進」。「1（1）減災協議会の設立、運営」につきましては、河川に係るソフト対策とハード整備を具体的に行うことを目的に、国・県・市町村により構成する減災協議会。この協議会は内陸部ですでに設立されておりますが、沿岸部や県北部におきましても設立し、水位計の設置計画や水位周知河川の指定5カ年計画を決定することとしております。

また、「（3）水位周知河川における防災行動計画「タイムライン」の作成」

では、全ての水位周知河川について、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画、いわゆるタイムラインを、作成することとしております。

それから「(5) 沿川の土地利用を勘案した水位監視カメラや水位計等の観測施設の効果的な配置」では、県内の水位周知河川、それから本年5月までに水位周知河川の指定を行うこととしております岩泉町の小本川、来年度中に水位計の移設を行います山田町の関口川に水位監視カメラの設置を行い、河川情報システムにより住民に配信することとしてございます。

1 ページおめぐりいただきまして、2 ページを御覧ください。「(10) 洪水浸水想定区域の指定の推進」では、市町村のハザードマップ作成を支援する。特に、岩泉町小本川につきましては、本年12月までに洪水浸水想定区域の指定を行いますとともに、県内の洪水浸水想定区域図をホームページ上で公開し、広く周知することとしております。

その下「2 土砂災害対策の推進」につきましては、(1) と (3) に記載のとおり、要配慮者利用施設を優先しながら、土砂災害危険個所の基礎調査を行い、土砂災害警戒区域の指定、公表を進めるとともに、要配慮者利用施設が立地する箇所を土砂災害危険個所点検パトロールの優先点検箇所として、施設管理者との合同点検を行うこととしております。

3 ページを御覧ください。2つ目の柱、「市町村における防災体制及び市町村への支援体制の強化」でございます。1の(1)でございますが、市町村では大規模な災害に備えまして、防災担当課だけではなく、全庁、これは市町村の組織全体ということでございますけれども、全庁をあげた体制をあらかじめ整備し、台風など、事前に災害の発生が予想される場合には、早期にそうした全庁をあげた体制に移行する。それから(4)でございますが、県では、県、市町村の防災担当職員を対象に、気象情報、土砂災害警戒情報システム、河川情報システムの見方等に関する研修会を開催するとともに、市町村におきましても、研修会を行うこととしております。

3(1)では、新たな取組みとして、県や气象台、河川管理者、専門家等により「風水害対策支援チーム(仮称)」を設け、防災情報の知見の共有、市町村長が避難勧告等の発令を判断する上で参考となる助言内容の検討を行うということ。それから、次のページに参ります。4ページ目ですが、このチームでございますが、(3)に記載のとおり、平常時におきましては、市町村職員を対象とした研修会なども行うこととしております。

続きまして、5ページを御覧ください。3つ目「住民等への具体的・確実な避難勧告等の伝達及び避難行動の周知徹底」でございます。1(1)では、国、県、市町村は、それぞれ様々な機会をとらえて住民の防災知識の普及・啓発を図る。また、今回「避難準備情報」から「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更されたことから、こういった防災情報の意味等についても住民等へ周知する。また(6)ですが、要配慮者利用施設につきましては、災害時に早めの避難行動が必要になりますことから、市町村がこういった要配慮者利用施設等に対して避難勧告等の情報を確実に伝えるための伝達体制を整備することとし

ております。

2でございますが（1）から（3）に掲げる様々な方法により、その土地の災害リスクや情報、災害時にとるべき避難行動を住民等へ周知するとともに、（4）でございますが、自主防災組織や地域住民が主体となって地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の整備等を促進することとしており、また（5）では、県内の要配慮者利用施設の管理者を対象に、河川や土砂災害情報に関する説明会を開催する。この説明会は、既に先月と今月、県内9箇所で開催しております。

続きまして、7ページを御覧ください。4つ目の柱でございますが、住民等の安全な避難の確保。1（1）では、避難行動要支援者名簿の活用、個別計画の策定に係る先進事例等を紹介することにより計画の策定を促進し、避難行動要支援者の避難支援の実効性を高める。それから（2）から（4）でございますが、社会福祉施設等は、非常災害対策計画等を策定や住民参加型の避難訓練を実施するとともに、同じ市町村に立地する県所管と市町村所管の社会福祉施設等相互に、非常災害対策等の情報共有を図ることとしております。

また、2（1）から（3）では、住民等が早めの避難を行えるよう、自主防災組織や住民等が避難行動等に合わせ、迅速に避難所等の開設や運営を行うことができるよう、体制を組み、訓練を行いますとともに、福祉避難所の周知も進めていくこととしております。

以上で報告書の説明を終わります。引き続き防災計画の修正案について御説明申し上げます。

○ 事務局（山本防災危機管理担当課長）

岩手県総合防災室の山本と申します。

岩手県地域防災計画の修正に係る資料につきましては、概要をまとめました資料2-1、お諮りする案となります資料2-2から資料2-5までの新旧対照表でございます。説明につきましては、資料2-1により行いまして、新旧対照表の説明は省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、県地域防災計画の修正案につきまして、説明いたします。資料2-1を御覧願います。この修正案につきましては、防災会議委員の方々が属する防災関係機関や市町村などへの意見照会を2度実施いたしまして、各機関からの御意見を踏まえまして、修正案として取りまとめたものでございます。まず、今回の修正のポイントでございますが、資料上段に記載しているとおり、国の防災基本計画の修正に伴う見直し、台風第10号災害を踏まえた見直し、熊本地震の教訓を踏まえた見直し、その他所要の見直しの大きく4点となります。

1点目のポイント、国の防災基本計画の修正に伴う見直しについてでございますが、今年度におきましては平成27年9月に発生しました関東東北豪雨などの教訓を踏まえまして、昨年5月に防災基本計画が修正されたところでございまして、これに基づいて修正を行おうとするものでございます。主な修正といたしましては、資料中ほどの2 主な修正内容の（1）の部分でございますが、市町村は、必要に応じ近隣の市町村の協力を得て避難場所を近隣市町村に設け

ること。避難場所への誘導標識を設置する場合、誰もがわかるよう、日本工業規格（JIS）に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めること。避難勧告等の内容を周知する場合、防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ、携帯電話などあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、迅速に、住民等への周知徹底を図ること。県や市町村は、社会福祉協議会、ＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めること。避難所の運営につきまして、避難者、住民、自主防災組織、外部支援者等の協力が得られるよう努めること等、実効性のある避難場所の確保、適切な避難行動を促す情報伝達、外部支援者等との連携等といった内容について新たに規定しようとするものでございます。

次に２点目のポイント、台風第１０号災害を踏まえた見直しについてでございますが、資料の２（２）にありますとおり、新たな風水害に対応した防災体制の整備に伴う見直しと避難準備情報等の名称変更に関して修正しようとするものでございます。まず、新たな風水害に対応した防災体制の整備に伴う見直しについてでございますが、先ほど、防災会議幹事会議で取りまとめた報告書の内容について御説明したとおりでございますが、本報告書に掲載されている内容を踏まえまして、修正しようとするものでございます。県・市町村等における防災体制の強化についてでございますが、台風第１０号災害では、社会福祉施設におきまして避難準備情報の発令を認識していたものの、要配慮者の避難開始を知らせる情報とは認識していなかったという事例もあったことから、県や市町村は、避難勧告等の用語の意味について広報による周知徹底を図ること。今回洪水により氾濫し、大きな災害をもたらした小本川をはじめ、県内には水位周知河川へ指定されていない河川もまだあることから、その指定を推進すること。台風第１０号災害時、市町村におきましては、様々な業務が急激に発生いたしましたして、防災担当課だけでは対応できなかったことから、台風等、災害の発生が予測される場合、災害の発生前であっても、全庁的な体制に移行することや、市町村長を補佐し、災害応急対策を円滑に行うための組織を設置すること。今回の台風のような災害の発生が予想される場合、県は盛岡地方気象台、岩手河川国道事務所、専門家等による「風水害対策支援チーム」を設置し、市町村の避難勧告等発令に係る支援を行うこととし、検討結果について市町村長等へ伝達すること。台風第１０号災害では、避難勧告等が発令されていたものの、住民の避難行動につながらなかった面もあったことから、市町村は、台風接近時には、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、今後の見通し、とるべき避難行動について、逐次、住民等へ伝達すること。市町村が避難勧告等を発令する際、避難所等の設置が必要となるが、全ての避難所等を一斉に設置することとなった場合、市町村職員だけでは対応することが困難な場合もあることから、市町村は、避難所の設置を自主防災組織や自治会等と連携して迅速に設置するよう努めること等について新たに規定しようとする

ものでございます。また、社会福祉施設等における防災体制の強化についてでございますが、避難時に地域の支援が得られるよう、日頃から要配慮者を対象とした訓練を、自治会、自主防災組織、消防団等と連携して実施すること。市町村は、要配慮者利用施設に対し、避難勧告等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備すること。さらに、住民・自主防災組織等に対する防災意識の高揚ということで、災害時における住民の避難行動につながるよう、日頃から住民等は、地域の危険箇所や避難場所等を把握するよう努めるよう、新たに規定しようとするものでございます。また、今回の台風第10号災害を踏まえまして、国では、昨年12月下旬に、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、また「避難指示」を「避難指示（緊急）」にそれぞれ名称を変更いたしましたことから、県地域防災計画に記載されている用語につきましても、それぞれ新しい名称に修正しようとするものでございます。

次に3点目のポイント、熊本地震を踏まえた見直しについてでございますが、資料の2(3)にありますとおり、避難所の環境整備と車中泊、エコノミークラス症候群対策につきましても、地域防災計画に位置付けようとするものでございます。熊本地震では、福祉避難所の設置や要配慮者の生活環境の整備が遅れたとの指摘がありましたことから、市町村は、福祉避難所の設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努めること。また、熊本地震では、車中泊など避難所外で避難生活をおくる住民の暮らしや、健康状態の把握等に課題があったとの指摘もございましたことから、車中泊など避難所以外の場所にいる避難者を早期に把握し、必要な支援等を受けられる体制の整備を図ることとともに、車中泊などの被災者に対する健康教育を行うよう規定するものでございます。

最後に、その他所要の見直しといたしまして、各報道機関におきましては、様々な媒体を通じまして、日頃から防災知識の普及啓発を行っていただいておりますことから、その旨、地域防災計画に規定すること。また、本年度、県では、県内の災害派遣精神医療チーム（岩手DPAT）を関係機関の協力を得て設置いたしましたことから、岩手DPATの活動などについても新たに規定しようとするものでございます。

その他にも、防災会議委員の方々が属する防災関係機関や市町村などからの御意見を踏まえまして、地震津波災害対策編、火山災害対策編、原子力災害対策編についても、それぞれ必要な見直しを行おうとするものでございます。以上、地域防災計画の修正を行おうとする概要について御説明を申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○ 会長（達増知事）

それでは、協議事項、岩手県地域防災計画の修正について、御質問、御意見ございませんでしょうか。

御質問、御意見ございませんようでしたら、お諮りいたしますが。

それでは、お諮りいたします。岩手県地域防災計画の修正については、原案のとおりとして御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声

御異議なしということで原案のとおり決定といたします。

(2) 報告

ア 市町村地域防災計画の修正に関する意見の専決処分について

○ 会長（達増知事）

それでは（2）報告 ア 市町村地域防災計画の修正に関する意見の専決処分について、事務局から説明願います。

○ 事務局（山本防災危機管理担当課長）

それでは、資料3によりまして、市町村地域防災計画の修正に関する意見の専決処分について、御報告いたします。

災害対策基本法第42条第5項の規定におきまして、市町村防災会議は、市町村地域防災計画を作成し、又は修正した時は、速やかに都道府県知事に報告することとしてございます。また、同条第6項の規定におきまして、都道府県知事は市町村地域防災計画について、報告を受けた時は、都道府県防災会議の意見を聞くと記載してございまして、市町村地域防災計画の修正に関する県防災会議の意見は、岩手県防災会議運営規程第3条第1項の規定に基づきまして、会長が専決処分できることとされてございます。

昨年4月から昨日までの間に、災害対策基本法第42条第5項の規定によりまして、市町村地域防災計画の修正の報告があった市町村でございしますが、1に記載のとおり、10市8町、計18件となっております。

また、報告のあった市町村の地域防災計画の主な修正事項でございしますが、2に記載のとおりでございまして、平成23年度から27年度に行った岩手県地域防災計画の修正内容との整合性を図った内容となっております。その内容につきましては、いずれも地域の実情等を踏まえながら、適切に行われたものでありますことから、意見がない旨の専決処分を行ったものでございます。

なお、市町村地域防災計画の修正につきましては、今回、御審議いただきました、県地域防災計画の修正内容の反映を含めまして、その促進が図られるよう、県としても引き続き支援を行って参る所存でございます。

報告は以上でございます。

○ 会長（達増知事）

この件について、御質問、御意見ございませんでしょうか。

ございませんようでしたら次に進ませていただきたいと思います。

イ 平成28年中の災害対応状況について

○ 会長（達増知事）

報告 イ 平成28年中の災害対応状況について、事務局から説明願います。

○ 事務局（山本防災危機管理担当課長）

それでは資料4によりまして、平成28年中の災害対応状況について御報告いたします。

県では、県内の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害情報の収集や応急対策を実施するため、災害の発生状況や震度の強さなどに応じまして、災害警戒本部、災害特別警戒本部、災害対策本部をそれぞれ設置いたしまして、対応に当たっているところでございます。平成28年におきましては、災害対策本部を1回、災害特別警戒本部を2回、災害警戒本部を31回、合わせて34回設置いたしまして、延べ69日間にわたりまして、災害情報の収集や応急対策の実施に当たってきたところでございます。

それぞれの設置状況でございますが、災害対策本部は、8月30日、台風第10号の接近、また、災害の発生に伴い設置いたしました。また、災害特別警戒本部は、同じく8月30日に台風第10号の接近に伴い、また、11月に本県に津波注意報が発表されたことに伴いまして設置したものでございます。また、災害警戒本部につきましては、大雨警報などの気象警報によるものが28回、震度4の地震によるものが3回の計31回となっております。

2ページ目に参りまして、参考1として、平成27年と平成28年の災害警戒本部等の設置状況を比較した表を整理してございますが、平成27年における災害警戒本部等の設置回数は、合わせて42回であるのに対しまして、平成28年は合わせて34回ということで設置回数としては、平成27年の方が多い状況でございました。個々の設置状況につきましては、参考の2に記載のとおりでございますが、説明については省略させていただきます。

報告は以上でございます。

○ 会長（達増知事）

本件について、御質問、御意見ございませんでしょうか。

○ 村山委員

災害特別警戒本部と災害警戒本部というのは機能とかが違うのでしょうか。どういう違いがあるのか教えていただけますか。

○ 事務局（山本防災危機管理担当課長）

災害警戒本部の設置基準でございますけれども、例えば県内に大雨警報が発表されたとか、洪水警報が発表されたとか、県内に震度4、5弱の地震が発生した時には、災害警戒本部を設置します。また、災害特別警戒本部でございますけれども、すぐに設置するものは津波注意報、これにつきましては災害特別警戒本部を設置いたしますし、警戒本部を設置した場合につきましても、もうちょっと規模を拡大して対応しなければいけないとき、そういったときには、災害特別警戒本部を設置いたします。また、災害対策本部でございますけれども、県内に相当規模の災害が発生した、あるいは、今回のように台風第10号が本県に直撃するという、そういった大きな災害が予測されるときに設置いたしまして対応するというようにしております。

○ 村山委員

いつ設置するかはわかったんですけど、内容が特別本部というのと、ただの本部というので規模や人員が違うとか、そういうところを教えてください。

○ 事務局（會川防災危機管理監）

警戒本部につきましては、気象等の情報に基づきまして、災害等が起こらないかどうか、そういった情報を収集するというので、室長が本部長となってやっております。特別警戒本部の部分ですけれども、さらに情報収集に加えて、軽微な対応、こういうようなことを実施するために、各部でも必要な連絡員が出てきまして、迅速な対応ができるような形になっているということでございます。

○ 会長（達増知事）

他に、御質問、御意見ございませんでしょうか。

ございませんようでしたら次に進めさせていただきます。

ウ 岩手県国土強靱化地域計画の実施状況について

○ 会長（達増知事）

それでは、報告 ウ 岩手県国土強靱化地域計画の実施状況について、事務局から説明願います。

○ 事務局（小野政策監）

政策地域部政策推進室の小野でございます。私の方から岩手県国土強靱化地域計画の実施状況につきまして御説明申し上げます。

この計画ですが、国土強靱化基本法に基づきまして、平時からの取組みを盛り込んだ地域計画として昨年度策定しました。昨年度、同会議におきましても報告したものです。本日は、今年度取りまとめた実施要領の概要を報告いたします。

それでは、まず資料の 5-1 を御覧いただきたいと思っております。資料 5-1 によりまして、計画に掲げる施策の進捗管理及び評価方法につきまして御説明いたします。1 の趣旨・必要性でございますが、計画に掲げる施策を計画的・効果的に推進していくため、毎年度、施策の実施状況を取りまとめて、評価を行い、次年度の取組につなげます PDCA サイクルを実施していくこととしております。

次に 3 にとんでいただきまして、施策の進捗管理及び評価方法についてですが、(1) の実施状況のとりまとめといたしまして、計画に掲げます 34 の重点施策について、具体的取組ごとに重要業績評価指標、いわゆる KPI を設定しまして、その進捗状況、評価、今後の方向性を示した「重点施策進捗管理票」これを作ることにしております。それから (2) にございますように、本日の会議を含む様々な場で取りまとめを行いました実施状況等について報告することとしております。なお、本来主な評価対象となるべき取組みは、前年度の取組みといったことではございますが、計画期間初年度であります本年度につきましては、主な評価対象が計画期間外へ遡る前年度の取組みとなっ

ております。という状況ではございますが、平成 29 年度の施策事業につなげるため、今年度としては参考として、前年度である平成 27 年度の実施状況を評価の対象として取りまとめたものでございます。

それでは次に、資料 5-2、A4 横の資料を御覧いただきたいと思います。今年度の具体的な実施状況についてでございます。平成 28 年度岩手県国土強靱化地域計画に掲げます重点施策の主な実施状況といたしまして、重点施策ごとの主な具体的取組み項目につきまして、KPI の達成状況でありますとか、それに基づく評価、今後の方向性を整理したものでございます。この 1 ページの一番下の枠囲みの中にごございますが、台風第 10 号によります甚大な被害状況等も踏まえまして対応につきましては、本日の地域防災計画の見直しの内容も踏まえまして、現在、あらためて計画の各分野について全庁的な見直しの検討を行っているところでございます。今後、年度明け 5 月を目途に有識者の御意見も伺いながら計画の見直しを行うこととしております。1 枚おめくりいただきまして 3 ページを御覧いただきたいと思います。3 ページでございます。ここでは、全 71 の KPI（重要業績評価指標）につきまして、総合評価という形で、直近、平成 27 年度又は 28 年度で数字が出ているもの、達成しているもの等について目標値に対する実績値を見るという形で施策分野ごとにお示ししております。大きく 1) から 6) まで 6 つの重点施策分野についてお示ししております。直近の達成状況でございますが、49 の指標、全体の 69%が目標値以上の達成という状況になっております。一番下の合計のところを横に御覧いただきたいと思います。また、次の欄、実績値が目標値未達となっている KPI でございますが、12 指標、全体の 17%ございまして、特に 4) の産業分野で多くなっている状況でございます。それから次に 5 ページ目を御覧いただきたいと思います。各分野ごとの主な取組みの評価、それから今後の方向性について取りまとめた一覧でございます。時間の都合上、各分野における主なものについて御説明いたします。まず、1) の行政機能・情報通信分野でございますが、目標値以上の主な取組みといたしまして、県庁舎等の耐震化は、平成 28 年 3 月末時点において、21 棟のうち 16 棟、76.2%が耐震化済みとなっております。今後も引き続き耐震化を進めていくということを今後の方向性のところに示しております。それから 3) 保健医療・福祉分野でございます。目標値未達の取組みといたしまして、福祉避難所の指定・協定締結済み市町村が、平成 28 年 3 月末現在で 26 市町村、78.8%と目標値を下回っておりまして、今後研修の開催、情報の提供など市町村への周知、支援を進め、平成 29 年度に全ての市町村で福祉避難所の指定・協定締結が図られるように取組みを進めて参ります。1 枚おめくりいただきまして、6 ページを御覧いただきたいと思います。一つとんでいただきまして 5) の国土保全・交通分野でございますが、目標値以上の取組みといたしまして、道路防災対策必要箇所解消は、対策が必要と判断されました道路斜面等の整備を進めまして、17 箇所の対策を実施しております。今後も国の防災安全交付金等を活用いたしまして整備を進めて参ります。最後の 6) 老朽化対策分野で

ございますが、平成 28 年 3 月に策定いたしました「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づきまして、平成 32 年度までの個別施設計画策定に向けまして、計画推進会議を設置しまして、進捗管理を開始したところでございます。今後も取組みを進めて参ります。7 ページ以降でございますが、各分野別の重点施策の具体的な取組み項目ごとに実施状況を記載してございます。説明につきましましては省略させていただきます。後程お目通しいただければと思います。繰り返しになりますが、台風第 10 号によります災害状況等を踏まえまして対応につきましましては、本日の地域防災計画の見直しも踏まえまして、現在、全庁的な見直しを進めているとこととございまして、計画の見直しを行います。平成 28 年度の国土強靱化地域計画に掲げる重点施策の主な実施状況につきましましての報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 会長（達増知事）

本件について、御質問、御意見はございませんでしょうか。

御質問、御意見ございませんようでしたら次に行かせていただきます。

(3) その他

○ 会長（達増知事）

それでは次は（3）その他でございますけれども、事務局から何かございますか。

○ 事務局（石川総合防災室長）

特にございません。

○ 会長（達増知事）

では、委員の皆様からその他、何かございませんでしょうか。

○ 佐々木委員

各項目での質問に該当しないのかと思ひまして、その他のところで、ちょっと気になることがございますので質問をさせていただきたいのですが、私の方の団体ではお子さんとか高齢者の方々の支援をさせていただいております。東日本大震災の時、実際に避難して一番感じたことは、常に言われていることですけれども、トイレが使いづらい。それから大きい体育館に高齢の方、それから病気がちの方もみんな一緒に行って、一晩過ごしたわけで、そういうふうな避難先の設備の見直しというのは、どのように行われるものなのか、と申しますのは、台風 10 号の被害の後、私どもも自分の事業所がある所の避難所、公民館とかそういうところを見ましたし、地域の避難所とかを見ましても、高齢者又は精神疾患のある方、そういう方々がお過ごしになれるような、施設整備が行われていない。それから、トイレは詰まりやすいとか使いづらいところがあるとか、そういう風なことがございますので、今回の資料を読み返していても、環境整備とかはあるのですが、施設の設備そのものの見直し、それから、いまさらと思ひかもしれませんが、スロープがついていない避難所があったりするので、その辺を見直しをするという風なのは、どのような経路で市町村に指示というか、計画を立てるよとということになるのでしょうか。

○ 事務局（石川総合防災室長）

御質問ありがとうございます。今回の台風 10 号の時も、やはりそういったお話がございましたが、今回の場合は、岩泉町さん等では、避難所を体育館ではなくて、例えばホテルだとか、あるいは、宿泊所ですとかに案内しており、できるだけ環境の良いところに御案内をするという形になっております。具体的な避難所の設備、環境をどのように整備していくかという時には、市町村さんの方で進めていくわけですが、やはりそれは計画で書くだけではなくて、それは毎年行われる防災訓練、そういったものをおして、先ほど話のありましたスロープですとかトイレですとか、そういうところに不具合が見つかったところをそれを具体的に直していくということになってございます。県でも今年、年度明けに、また 8 月に総合防災訓練を行いますけれども、その際にもやはり重要なのは避難所を設置するだけではなくて、避難所をどのように運営していくのかそこら辺をしっかりと県としてもしっかりと考えていかなければならないと考えておまして、そういったものを市町村への助言につなげて参りたいと思います。

○ 会長（達増知事）

他にその他ございませんでしょうか。

○ 堀委員

今の佐々木委員の御意見、御質問にも重なる部分があるかと思うのですが、岩泉町の被災地の方に少しお話を聞きましたところ、避難所運営においては、やはり東日本大震災の時の御経験が幾分か活用されたというような話を伺いました。その際に、私、男女共同参画が専門なんです、国の方で作ったマニュアルがあったことがやはり、その経験を活かす資料になったというような担当の方のお話もありまして、今回、いろんな経験を踏まえて防災計画を見直しということは、ずいぶん積極的に取り組みをいただいているのですが、一方で見直しをしたことが、どう成果に結びついているのかというような検証を、私がやると男女共同参画のところしかできませんので、ぜひ、もっと広い視野で検証を行っていただくということが、見直しばかりだとどんどん文章が複雑になっていくので、効果的というところにおいては、何かそういった取り組みをなさっているようでしたら御紹介いただければと思います。

○ 事務局（石川総合防災室長）

先ほども若干申し上げましたけれども、今回の台風第 10 号災害を踏まえまして、この報告書を取りまとめました。その中で、やはり要配慮者利用者施設に対する支援、これが大事だということで、2 月、3 月と県の各部局が連携しまして説明会を県内 9 箇所で行ったところでございます。4 月以降につきましても各機関と調整中ですが、工程表を作りまして具体的に進める、進めていく中でその成果についても、次の時につなげるという形にしていきたいと思っております。

○ 会長（達増知事）

よろしいでしょうか。

他にその他ございませんでしょうか。

○ 和田委員

気象台の和田です。気象台の方から情報提供を1つさせていただきます。昨年の台風10号、あるいは、これまでの風水害を踏まえまして、気象庁では防災情報の改善ということで、今度の出水期から様々な情報提供を差し上げるということになります。今般、3月23日ですが、その内容につきまして、岩手県さんからも、台風10号の被害映像等の提供をいただきましたが、盛岡地方気象台で撮影しました映像も含めまして、その内容が政府のインターネットテレビで3月23日に公開されました。皆さん御覧いただきまして、今後の防災、台風等の対応にお役立ていただければと思います。以上、情報提供でした。

○ 会長（達増知事）

ありがとうございました。

他にその他、何かございませんでしょうか。

○ 村山委員

送っていただいた資料のどこかに、いろいろ災害情報のためのシステムのことが記されていたんですけども、こういうシステムを年に1回どこかの防災訓練で皆さんが実際に使ってみていただくということなんです。たぶん年に1回だと本当に災害が起こった時に、どうするんだということになることが多いと思うんですね。福島原発の時もそうでしたね。全然防災訓練をやっていなかったということもあると思うんですけども、こういうシステム関係はできれば有事の際だけではなくて、通常業務で何か使えるようなこともお考えいただくと、いつもインターフェイスというか、使い方に慣れているので、有事の際も、感覚的にわかるというような、そういうことも将来、お考えいただくとよろしいのではないかと思います。以上です。

○ 事務局（會川防災危機管理監）

御指摘ありがとうございました。この災害情報システムにつきましては、災害警戒本部を立てた段階では活用しております。それと、職員が異動で変わりますので、年度の初め等に訓練を実施しまして機能を発揮できるように心がけているところです。

○ 村山委員

一般の市民の方へのツイッター、フェイスブックを使って情報公開をするのはとても良いことで、一点、県庁のツイッターサイトはすごい存在感があるんですね、それをぜひ今後も御活用いただいて、小さい情報から大きい情報までいろんなことを発信していただけると、とても有用性が高くなると思います。以上です。

○ 会長（達増知事）

ありがとうございました。

他にその他、何かございませんでしょうか。

ございませんようでしたら以上で議事は終了でございます。今日は岩手県地域防災計画の修正について決定をいただきまして、台風第10号災害を踏まえ、また、熊本地震を踏まえ、さらに岩手の防災体制、充実強化をできるというよ

うな制度となっておりますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

4 閉会

○ 司会（會川防災危機管理監）

以上をもちまして、岩手県防災会議を閉会いたします。本日はありがとうございました。